

最良執行方針新旧対照表

(下線部改正箇所)

改正後	改正前
<p><b>1. 対象となる有価証券</b>                      (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF (<u>上場投資信託受益証券</u>)、REIT (不動産投資信託の投資証券) 等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」                      (2) 現行どおり</p> <p><b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b>                      当社においては、お客さまからいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。                      (1) 上場株券等                      当社においては、<u>最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客さまの利益となる事項を主として考慮するため、お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととします。</u>  <u>当社ではPTS (私設の金融商品取引所) 等を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えております。しかし、社内でシステム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客さまにとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、システム開発等に伴う手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTS等への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断されることから、PTS等への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</u>                      ①現行どおり                      ②現行どおり                      イ. 現行どおり                      ロ. イにおいて最初に価格情報が表示される金融商品取引所市場であってもその銘柄が当該金融商品取引所市場の整理銘柄に指定されている場合や、株式会社QUICKが株価情報を提供できない場合は、当社が別途定めた市場順位 <u>(※)</u> に従って選定されます。                      ハ. 全ての上場されている金融商品取引所市場において整理銘柄に指定されている場合は、イの主たる金融商品取引所市場に取り次ぎます。</p> <p>改定日 2023 年 10 月 1 日</p>	<p><b>1. 対象となる有価証券</b>                      (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF (<u>株価指数連動型投資信託受益証券</u>)、REIT (不動産投資信託の投資証券) 等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」                      (2) 省略</p> <p><b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b>                      当社においては、お客さまからいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。                      (1) 上場株券等                      当社においては、お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS (私設の金融商品取引所) への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>①省略                      ②省略                      イ. 省略                      ロ. イにおいて最初に価格情報が表示される金融商品取引所市場であってもその銘柄が当該金融商品取引所市場の整理ポストにある場合や、株式会社QUICKが株価情報を提供できない場合は、当社が別途定めた市場順位に従って選定されます。                      ハ. 全ての上場されている金融商品取引所市場において整理ポストにある場合は、イの主たる金融商品取引所市場に取り次ぎます。</p>